

上 天 草 市  
かみ あま くさ し



(上天草市大矢野庁舎)



(上天草市松島庁舎)

一 概 況

平成一六年三月三十一日、大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町の四町が合併し、人口二九、九〇二(平成二二年国勢調査)、面積約一、二六平方キロメートルの「上天草市」が誕生した。

熊本県の西部、宇土半島の対岸、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、大矢野島、天草上島、湯島、維和島など、大小複数の島々で構成され、西は天草市と接した東西約一五キロメートル、南北約二八キロメートルと、四方を海に面した縦長形を成す。急峻な山巒が海岸線まで迫り平坦地は多くない。市のほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島のひとつに数えられる松島の風景や、龍ヶ岳等を始めとする九州自然歩道からの眺望などは壮観である。

老岳山に源を発する教良木川が、山浦川、野々川の支流、さらに下流で内野河内川と合流し、倉江川となって有明海に注いでいる。また、八代海(不知火海)側には有力な河川が少なく、遠く球磨川からの導水以前は水不足が課題となっていた。

地勢的に漁業が盛んなほか、海運業や造船業、農業は、河川流域での米作ほか、比較的傾斜の穏やかな大矢野島での花卉栽培や酪農なども行われている。商工業は概ね幹線道路沿いにおいて行われている。

交通面では、主要各島は架橋済で、特に本土、上島、下島を結ぶ天草五橋は観光スポットとしても知られる。国道二六六号、三二四号のほか、近時、県営有料道路である松島有料道路が開通し、往来時間が短縮されている。また、各港から八代、三角など各方面へフェリーが就航し、離島間の連絡など、海上交通が生活に密着している。

名所旧跡としては、天草五橋、大小無数の島々のほか、国指定名勝、国指定文化財の千巖山(一六二メートル)、高舞登山(一一七メートル)、龍ヶ岳(四七〇メートル)は、それぞれ有明海と八代海に浮かぶ島々を一望にすることができ、千巖山は、寛永一四年(一六三七)天草・島原の乱勃発時、総大将天草四郎時貞がこの山頂で出陣の祝宴を張り杓子で酒を酌み交わしたと伝えられ、以前は手杓子山と呼ばれ、その奇岩千態や、岩間に生息している姫小松の点綴は世界一とも称されている。天草四郎由縁の地としては、「天草・島原の戦い」で天草と島原両

軍の代表者が談合を行ったことから、別名「談合島」と呼ばれる湯島もある。

他にも、日本一小さい種類のハッチョウトンボなどの希少な生物が生息する白嶽湿地や天体に関連すると思われる石や人面石、巨大な舞台岩などが点在する矢岳巨石群遺跡を有する白嶽森林公園、景観の素晴らしい龍ヶ岳にはミュージイ天文台などがある。夏場は各地の海水浴場が賑いを見せ、温泉・宿泊施設等の利用客が多数あり、温泉とタラソテラピー（海洋療法）の複合施設であるスパ・タラソ天草も人気を集めている。

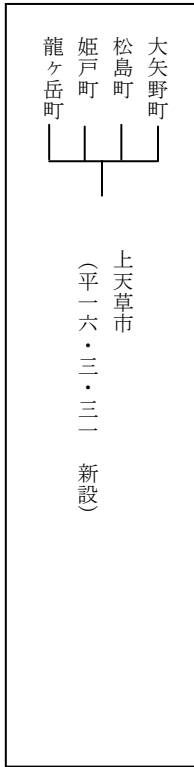
## 二 市名の由来

平成の四町合併協議にあたって、合併協議会では新市の名称について広く公募した。この公募で集まった三、五九一件の中から、新市名称選定小委員会により五つ（天草上島、天草、上天草、新天草、東天草）が合併協議会に提示され、「上天草」「東天草」に絞られた。

その後の協議の結果、「天草で一番上に位置しており、呼びやすく、親しみやすい」などの理由で、「上天草」に決したものである。

## 三 平成の合併検討経緯

### 1 合併関係町の状況



#### (一) 天草郡大矢野町

昭和二九年四月一日、登立町外四村が合併し、大矢野町が誕生した。天草五橋一号橋と二号橋で周囲と繋がる大矢野島を中心とした地域で、面積は約三八

平方キロメートルである。

#### (二) 天草郡松島町

昭和三〇年四月一日に、今津村、阿村、教良木河内村の三村が合併して松島村となり、有明村との一部境界変更を経て、昭和三二年九月に町村制を施行した。面積は約五一平方キロメートルである。

#### (三) 天草郡姫戸町

明治二二年、姫浦村と二間戸村の合併により姫戸村が誕生し、昭和三七年四月一日に町村制を施行した。天草上島東岸に位置する帯状の地域で、面積は約一九平方キロメートルである。

#### (四) 天草郡龍ヶ岳町

昭和二九年七月一日、高戸村、樋島村、大道村が合併して龍ヶ岳村が誕生し、昭和三四年四月一日に町村制を施行した。天草上島の東海岸に位置する、面積約一八平方キロメートルの町である。

### 2 検討の経緯

天草地域では、平成二二年三月に県が市町村合併推進要綱を策定する以前から、先駆的な検討がなされており、県による合併パターンは提示されなかった。

当初は天草地域一体（二市一三町）での合併も検討されていたが、生活圈や産業形態の類似性から、大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町での協議が具体化し、平成一三年四月に任意協議会が発足した。

その後、法定協議会に移行しての協議がなされ、庁舎問題などで協議が難航する時期もあったが、平成一五年初夏には各町議会で廃置分合の議決がなされ、平成一六年三月三十一日、新市「上天草市」が誕生した。（第二編「天草地域」参照）

### 3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

#### (一) 合併の方式

大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

#### (二) 合併の期日

合併の期日は、平成一六年三月三十一日とする。

(三) 新市の名称 新市の名称は、『上天草市』とする。

(四) 新市の事務所の位置

現在の太矢野町役場及び松島町役場を新市における同格の本庁舎として活用し、名称を太矢野庁舎及び松島庁舎と称する。

また、条例上の新市の事務所の位置は、合併時は太矢野町役場とする。

なお、松島庁舎については、合併後速やかに太矢野町役場と同規模の庁舎を松島町のアロマ周辺に建設する。

(五) 財産及び債務の取扱い

四町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。

(六) 議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会議員の定数については、地方自治法第九一条第二項の規定により二六名とする。

ただし、四町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年一ヶ月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

なお、一年一ヶ月の在任特例期間は、事務所の位置は変更しない。

(七) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(八) 地方税の取扱い

地方税について、四町で差異がないものは、現行のとおりとする。

四町で差異のあるものは、次のとおりとする。

①納期については、松島町の例による。

②固定資産税の不均一課税については、合併までに調整する。

③入湯税については、太矢野町及び松島町の例による。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 太矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町の一般職員である者は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

3 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、合併後に給料の格差是正に努めるものとする。

(一〇) 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四に基づく地域審議会を新市において設置する。

#### 4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
太矢野町	何川 一幸	—	古嶋 龍幸	藤川 勝久	佐伯 敏征
松島町	松尾 万二郎	植村 賢始	渡辺 研造	渡辺 稔夫	瀬崎 秀輝
姫戸町	竹中 義昭	木下 清勝	—	猪塚 安親	浅畑 和哉
龍ヶ岳町	辻本 両造	—	山下 亀雄	米田 松教	森 利隆

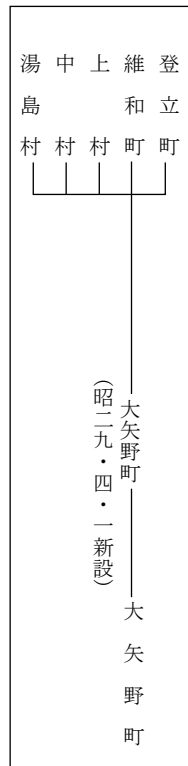
5 合併時の関係町の現況表

区 分	人 口(△)	戸 数(◎)	面 積 (㎥)	業 態			の 割 合	計	中 学 校 以 上 の 学 校	中 学 校	市 町 村 税 納 税 額 (百 万 円)	前 年 度 予 算 総 額 (百 万 円)	生 産 額		
				第 一 次 産 業 (△)	第 二 次 産 業 (△)	第 三 次 産 業 (△)							計	第 一 次 産 業 (百 万 円)	第 二 次 産 業 (百 万 円)
上天草市	三六、二〇	二、三五五	一六、〇〇	二、三三七	四、二五四	八、八九五	一五、四四六	九	二	二、二七	二〇、八九七	六、〇三六	一、五六七	八、一七五	一〇、三四八
大矢野町	一七、四七	六、一八六	三七、九七	一、七三三	一、二五〇	二、九八三	七、八〇四	三	一	一、〇五四	八、七六六	三、七三三	五、〇〇〇	三、七九六	四、六、七〇〇
松島町	九、三三九	二、九七六	五、二〇〇	三、三三七	一、二五〇	二、六一二	三、九九八	三	一	七、八	四、九〇〇	五、五三三	五、九七八	二、六、〇七一	三、三、五八二
姫戸町	三、五九九	一、一三三	一、九三四	一、四五	六、九二	七、九二	一、六八	一	〇	三、三二	三、〇〇〇	三、三六	三、〇五七	六、七九九	一〇、一四二
龍ヶ岳町	五、三六三	二、〇〇九	一七、四九	二、八三	五、四五	一、八八	二、〇〇六	二	〇	二、七六	四、〇五一	一、四四五	一、五七一	一〇、九七七	一三、九九四

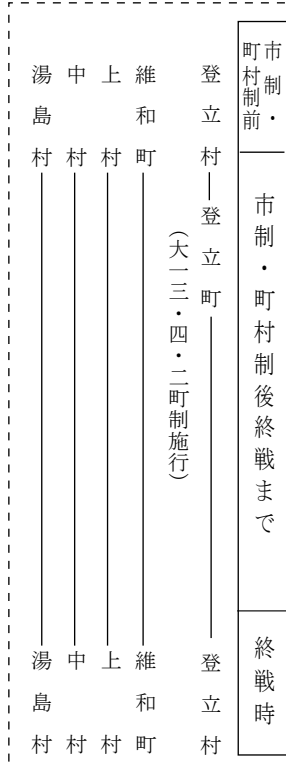
四 昭和以前の合併検討経緯

【旧上天草郡大矢野町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 登立町

寛永一七年(一六四〇)天領となって代官が統治し、徳川時代初期には鎌瀬氏が庄屋であったが、のち光瀬氏と代わった。岩谷には佐賀の乱(一八七四)後、一時江藤新平が隠住したことがある。明治七年(一八七四)の大小区制のもとにおいては、第一五大区第二小区に属したが、二二年の郡区町村編制法施行の際の登立村は、蔵々、千束、梅ノ木も含んでいた。一四年五月、蔵々など三地区は、維和村として独立村となり、登立村は大正一三年(一九三三)四月、町政を施行して登立町となった。

(二) 維和村

もともと村内に三つの大部落があつて、それぞれ蔵々浦、千東浦、梅ノ木浦と称し、上村の付属島で大矢野島からの支配を受けていたといわれているが、明治七年（一八七四）の大小区制の改正の際、第一五大区第二小区に属することとなった。その後、交通の不便等いろいろの関係から独立の必要を認め、明治一四年五月、登立村から分離して維和村となった。

(三) 上村

寛永年間の天草の乱（一六三七〜三八）以後、大庄屋の支配を受けた当時、湯島、維和の両村も上村に属していたが、明治初年の町村分合により湯島は上村に、維和は登立に含まれることになった。明治二年（一八七九）、郡区町村編制法施行の際、行政区域はそのまま踏襲されたが、一三年末、沼島は上村と分離して湯島村となり、戸長役場が置かれた。一二年の町村制施行に際しても、そのまま単独村で残った。

(四) 中村

鎌倉時代から室町時代にわたり二四〇年間勢力のあつた大矢野家代々の居村であつた。

旧藩時代に天領となつたが、区域は変更されることなく、浦本氏、さらには波多野氏が代々庄屋となり、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとでは、一五大区第一小区に編入された。二三年の町村制施行までの間、幾度か行政制度の改革が行なわれたが、本村は、その間一度も区域の変更を受けることなく、そのまま単独村として残った。

(五) 湯島村

明治初年までは上村に属し、大庄屋の支配を受けていたが、一三年（一八八〇）末、湯島村は上村と分かれて湯島村となり戸長役場が置かれた。二三年の町村制施行に際しても、そのまま単独村として残った。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

大矢野地区の合併気運は、昭和二二年の義務教育六・三制施行を機会に芽ばえていた。

すなわち、六・三制施行による新制中学校建設にあたり、登立町、上村および

中村は、昭和二五年度から組合立の中学校を大矢野城趾に建設し、さらに二八年には、同じ三か町村立の大矢野島療養所を上村の小波止に開設していた。

二八年三月一〇日、県主催の町村合併事務打合せが、また同年五月三日には、郡内の町村庶務主任の町村合併資料作成についての事務打合せが開かれ、これにより合併気運がますます高まってきた。

六月六日、大矢野五か町村の長、議会議員および各種団体の長など約二〇〇人が集まり、県職員出席のもとに町村合併に関する説明会が開催された。その席上における県の合併の趣旨の説明と「大矢野町村を合併させ、県の合併第一号としてモデル町村としたい。」旨の発言は、出席者に大きな反響を与え、大矢野町発足のきっかけとなったものといえよう。

このあと、五か町村は、合併促進委員会を設置して、具体的に研究したいということになり、関係町村の長、正副議長、議会議員および団体役員等による委員を選任することを申し合わせた。

七月一日、第一回の合併促進委員会で、事務局の設置および予算額を決定するなど、いよいよ合併へと前進することとなった。七月一〇日、登立町役場に関係町村の庶務主任を集め、合併促進委員会の事務局設置について協議するとともに、関係町村ごとに総務、土木、教育、経済、民生の各委員会を設置することを申し合わせ、実質的に合併事務にとり組むことになった。七月二五日、第二回合併促進委員会を開いて常任委員会の委員を各部門ごとに選任したあと、予算案を決定した。

一方、関係町村においては、合併促進委員以外の議会議員および一般有識者をもつて合併促進協力委員会を設置して合併調査を進めることになり、また八月五日から町村合併基準実態調査書の作成にとりかかり、同月一二日、調査書を完成して県へ提出した。

このように、合併事務は、着々と進められたが、住民の間には、県の計画どおりの合併効果があるかどうかについての疑念があつて、住民の合併に対する関心は、町村当局ほど高まっていかなかった。そこで、町村当局は、五か町村の合併によってどれだけの効果があるかを調査して計数的にまとめ、この資料に基づき、住民への啓発宣伝を実施することを決め、早速資料を作成したが、この資料によると啓発宣伝は、合併促進に大きな役割を果たした。

昭和二八年一〇月、促進法の施行に伴い、町村合併の動きは、次第に活発化してきたが、一〇月一三日、関係五か町村長および助役が維和村役場に集まり、五か町村民の合併問題に対する動向等について、各町村の状況発表と、将来合併する場合の各町村長の私案が発表されたあと、県から合併について種々の説明が行なわれた。なお、席上、登立町長が二月中に合併の線をまとめ、大矢野五か町村は、二九年四月一日から大矢野町として新発足する予定で準備を進めたいとの意向を発表したが、各町村とも、議会議員は協力的に動いているが、まだ全体的には具体的な動きはなく、特に湯島村では漁業権問題が憂慮され、合併の動きは進展していないなどの発言があった。

一〇月一六日、登立町長以下三役および議会議員全員が福岡県福岡市を視察し、また関係五か町村長および議長は、一〇月二八日から三日間、宮崎県下の合併先進地を視察するなどして、合併後の諸問題を調査研究した。

翌年二月一三日、登立町は、合併促進委員会の総務委員と協力委員会委員の合同会議を開き、町長が合併計画および合併の必要性を説明して協力かたを要望するとともに、各委員から意見を聴取したあと、町民への啓発宣伝の必要性を強調した。翌一四日、合併促進委員会を登立町役場で開き、促進法に基づき、従来の登立町ほか四か村合併促進委員会を、登立町ほか四か村合併促進協議会へ改組すること、新町建設計画案、合併条件および合併の啓発宣伝等について協議した。

一月一六日、県は、合併試案を発表したが、当地区については当初の勧奨案どおりで、合併促進には特別影響はなかった。同月一八日、湯島村では、全村民を集め、村長から町村合併の必要性を説明するとともに協力かたを要請した。一月二日、県職員も出席して、合併促進委員会を開催し、促進法施行に基づき、登立町ほか四か村合併促進委員会を登立町ほか四か村合併促進協議会に改組して、二八年一〇月一日から適用することを決定したあと、新町建設計画、合併条件および当日の議題と協議事項を、一月一〇日までに関係町村の議会に提案することなどを決定し、あわせて新町の町名を「大矢野町」とすることに、一般住民の協力を得るため啓発宣伝を行なうことを申し合わせた。

これに基づき、一二日から三日間、中村、上村および維和村の公民館、分館等に関係部落民を集めて、啓発宣伝を行なった。登立町は、部落民の啓発を早くから進めていたので全般的には合併気運はかなり高まっていたが、一二日から三日

間、町長、助役および地元議会議員などが比較的合併気運の低い部落を回り啓発を行なった。また、上村の谷、江樋戸、中村の柳、長砂連部落については、さらに合併の趣旨を徹底させる必要があるとして一六、一七の両日懇談的に合併の必要性を説き、部落民の説得に努めた。

二〇日には、関係五か町村長が登立町役場に集まり、新町村建設計画（町村長試案）その他合併事務について協議を行なう一方、二二日に維和村議会全員協議会を、二二、二三日の両日は、上村、登立町、中村および湯島村においてもそれぞれ当該町村の合併促進委員の協議会を開き、新町村建設計画（町村長案）について協議検討を行ない、一二月二四日、合併促進協議会で協議する前に、予め知事の意見を聞くため、新町建設計画（案）を県に提出した。同月二九日、合併促進協議会は、新町建設計画案などを協議決定し、合併試案をそれぞれ各町村議会で議決し、知事に提出することになった。

これに基づき、各町村は、翌二九年一月一日（上村は二三日）、臨時議会を招集し、関係試案をそれぞれ原案どおり可決した。一月一六日、町村合併申請書および付属書類いっさいを県に提出し、四月一日、大矢野町は誕生した。これに先立ち、県は大矢野町を合併町村モデル町第一号に指定した。

因みに、大矢野の名であるが、文永、弘安の両役（二七四および二八一）に功をたてた民部大輔種保が、大矢野島にきてこの地の領主となり、初めて大矢野の氏を名乗り、その子孫は代々この島に居住したといわれる。なお史実からみても、領主が地名を姓として用いたものとされており、大矢野の地名は、古くから用いられていたようである。合併町村である登立町、維和村、上村、中村および湯島村は、通称「大矢野五か町村」と呼ばれており、大矢野の地名は、永年住民に親しまれ、対外的にもよく知られていたもので、新町の町名にもこの「大矢野」を採用することになったのである。

### 3 合併条件および協定事項

#### (一) 町議会議員の選挙区

公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）第一五条第五項から第七項までの規定により、町村合併後、初めて行なわれる一般選挙の議員の任期、選挙区を設け、選挙人の付属の選挙区は、合併関係町村ごとにその住所により定める。

(二) 町議会議員の任期および定数

町村合併促進法第九条第一項の規定に基づき、町村合併の際、合併関係町村の議会議員で、新町の議会議員の被選挙権を有する者は、昭和三〇年三月三十一日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

(三) 合併関係町村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承する。

2 特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮する。退職手当についても同様である。

3 職員の給与については、合併関係町村の不均衡を調整し、その他の身分取扱については、職員のすべてを通じて公正に処理する。

4 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

- ア 昭和二九年四月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇
- イ 昭和二九年九月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇
- ウ 昭和三〇年三月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一二五

(四) 部落連絡員の設置

合併関係町村の囑託員(区長、世話係)はこれを存置し、逐次統合整備する。

(五) 財産營造物および負債の帰属処分

1 基本財産、特別基本財産、積立金および行政財産その他いっさいの財産は、新町に引き継ぐ。

2 負債(一時借入金を除く。)は、全部新町に引き継ぐ。

(六) 漁業権の保障

合併関係町村の漁業権は、町村合併後においても従来の權益を相互に尊重し、これを侵害しないものとする。

(七) 町村税その他の滞納整理

合併関係町村の町村税その他の収入で、収入未済分があるときは、町村合併の前日までに極力これを整理するよう措置する。

(八) 町および字の名称

合併関係町村の新しい町および大字を次のように設定する。

- 大矢野町大字登立 登立町の区域
- 大矢野町大字維和 維和村の区域
- 大矢野町大字上 上村の区域
- 大矢野町大字中 中村の区域
- 大矢野町大字湯島 湯島村の区域

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
登立町	中原 倉造	松田 国喜	田中 俊男	中原 幸人	田中 勘藏
維和村	九里山政人	中田由太郎	吉村 新吾	池田 重義	池田 幸徳
上村	磯田 秀雄	植田三五郎	杉森 末徳	森元 長作	吉田喜久男
中村	宮崎 仁六	佐伯 源吾	塩田 三吉	村田 秀	住本 只市
湯島村	松尾 進	森 英明	宮崎 偉道	渡辺 善藏	渡辺 信幸

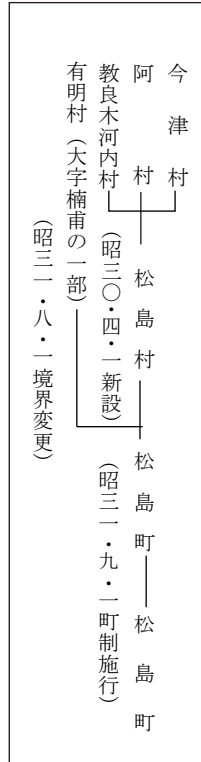
5 合併時の関係町村の現況表

区	分	関係町村					
		町	登立町	維和村	上村	中村	湯島村
大矢野	人口 二五、七四	戸数 五、〇六七	八、〇九六	三、三四二	六、三四五	六、二八三	一、六四八
面積	平方料 三六・七二	一〇・三三	六・七六	八・〇四	二・二八	〇・七一	

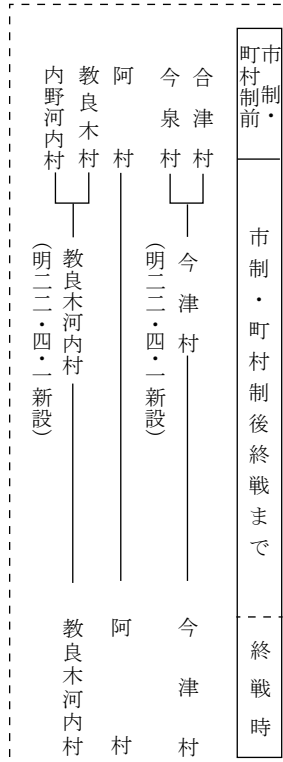
生産額	会社工場(資本金五百)事業場(万円以上)				前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校		官公署	生業の割合					
	計	その他	農産	鉱工業					計	その他		農業	都市的業態		計	その他	商工業
													人	人			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人	人	人	人	人	人	人
五九四三二	三五、五二〇	二〇六、三五四	三五、三四七	一	六四、六〇六	一八、六九一	三、六四七	八、七九六	一	三	一八	二二、二四〇	三、一七一	九、〇六九	四、六三七	二、三五三	二、二八四
七四三三七	二、四〇〇	六〇、〇〇〇	九、二九七	一	一九、四四七	七、四一九	一、六四九	四、四四九	一	一	五	六〇、五八	三、八一〇	二、二四八	二、二七三	九、三	一、三五〇
七三、〇三九	三六、三五〇	二七、五五九	八、三三〇	一	一〇、三三七	二、二八六	三、〇	五、五九	一	一	三	三、四三二	一、三六二	一、七〇	二、四〇	九、六	一、四四
一六、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一	一六、五二四	四、〇二	六、五五	一、二五四	一	一	三	六、三三八	四、三〇二	二、〇〇六	四、六	一、六八	三、〇
四、七三〇	九、六〇〇	四、七三〇	四、〇〇〇	一	二四、三三八	四、二二三	八、四四	二、三六二	一	一	四	五、二二三	二、四〇	二、七三	一、四七三	一、二八	三、四五
三八、四六五	二六、三七〇	一一、〇九五	一	一	四、〇八〇	八、六一	二、九	一、七三	一	一	三	一、六〇	一、二八七	三、三三	一、七三	三、八	一、三五

【旧天草郡松島町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 今津村

旧藩時代、合津村と今泉村に分かれ、阿村とともに大矢野組九か村(登立、上、中、楠甫、合津、今泉、河、教良木、内野河内)に属し、合津村は岡部氏、今泉村は中西氏が庄屋であった。

明治維新後、天草郡は、長崎裁判所から長崎県、さらに明治四年(一八七二)の廃藩置県により長崎県に属したが、のち八代県、白川県と変わった。七年の改正大小区制のもとでは、阿村などとともに第一五大区第三小区に編入された。一二年、郡区町村編制法施行にともない、それぞれ単独の行政区域となったが、一七年に合津、今泉両村は合津村列として同一戸長のもとに置かれ、二三年の町村制施行にともない合津村と今泉村が合併して今津村となった。



## (二) 阿村

天領時代、大矢野組九か村に属し、小庄屋大田氏が村政をとっていた。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは合津、今泉、教良木、内野河内の各村とともに第一五大区第三小区に入り、同年に独立の行政区域となった。

### (三) 教良木河内村

旧藩時代、教良木村と内野河内村に分かれ、阿村などとともに大矢野組九か村に属し、大庄屋・古田氏の支配のもとに教良木村は植林氏、内野河内村は岡部氏が庄屋であった。また、内野河内村には山方番所があつて、山方役、大西氏が大矢野町一円および上島の半分以上の山野を支配していた。

明治七年（一八七四）の大小区制では合津、阿、今泉の各村とともに第一五大区第三小区に編入されたが、一二年の郡区町村編制法の施行により二か村は合津村など三か村と分かれて同一行政区域となり、二三年の町村制の施行にもない両村が合併して教良木河内村となった。

## 2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）九月、促進法制定当時は、楠甫、今津、阿、教良木、河内の四か村合併について検討が進められていたが、楠甫村のほかは大体意見の一致をみていた。

同年一〇月、県は前記の楠甫村ほか三か村合併の内容とする県の合併試案を示したが、一月一六日に四か村に姫戸村を加えた五か村合併案に修正発表され、新しい事態を迎えることとなった。

その後、この県試案に基づいて関係五か村の間で合併活動が進められたが、今津、阿、教良木河内の三か村は、前述のとおりすでに意見の一致をみていたので、合併への動きは順調にいった。

しかし、楠甫村は、九月から数回にわたって住民投票を行なった結果、当初は今津地区との合併賛成が大勢を占めていたが、次第に産業、地理的つながりなどから上津浦地区（赤崎、上津浦、下津浦、島子、大浦、須子）との合併を有利だとする村民の意向が強くなり、村当局もついに上津浦地区との合併を表明するに至った。ところが、楠甫村のうち今津村と背中合わせの蛤、米の山の二部落約一〇〇戸が、上津浦地区との合併に絶対反対する旨を表明したので、二九年五月下

旬、部落代表、各団体幹部、議会議員など約六〇人からなる合併委員会で、蛤、米の山両部落は、合併後今津地区への編入を認めるといふ条件のもとに上津浦地区合併の線を一応まとめた。

そして六月一三日、赤崎村で開かれた上津浦地区合併各町村代表者競技会に楠甫村長ら五人が出席して、はっきり同地区合併の態度を表明し、村民も両部落を除いて足並みをそろえた。ところが、村議会が、突然今津地区との合併を推進し始めたため、青壮年の間で村議会議員リコールも辞せずとの意見もでて、楠甫村は、再び今津地区合併か上津浦地区合併かで対立が生じた。

翌三〇年一月、村長が辞任し四月六日には議会議員が総辞職するという事態に至った。

四月三〇日、村長および議会議員の選挙が行なわれたが、議員二人のうち、上津浦地区合併賛成者が一人当選したので、議会は早速上津浦地区との合併を議決し、上津浦地区との合併にあくまで反対していた米の山部落も、一応上津浦地区と合併後、境界変更により松島村に編入することを条件として納得した。

一方、楠甫村を除く今津、阿、教良木河内、姫戸四か村の合併の動きは、事務局設置場所で暗礁に乗りあげたため、二九年六月一二日、四か村長および議長等が今津村役場に集まって、打開策について協議した。しかし、ついに結論に達せず物別れとなったため、四か村合併はいよいよ見込薄の状態に陥った。同年末から今津村、阿村に楠甫村の米の山、蛤両部落を加えた今津ブロックと教良木河内村、姫戸村を一つにした教良木河内ブロックの二ブロック案がもちあがり、今津ブロックの方は観光的、産業的にも同一条件にあって、松島村としての新発足を強く打ちだし、早急な実現が見込まれたが、教良木河内ブロック案については、姫戸村は積極的であるが、教良木河内村が気乗り薄の状態であった。このような状況のうちに、四か村合併に対する姫戸村の態度がさまならないまま、今津、阿、教良木河内の三か村で合併促進協議会が発足し、三〇年二月、今津村役場で協議会を開いて協議した結果、合併期日を四月一日とすることをはじめ役場位置、新村名選定の方法などを決定した。

合併にあたっては、合併三か村の住民から新町名を公募し、応募したもの七一二票の中から、合併協議会が大小無数の島々の間を縫って白帆が点々とする風情は宮城県松島と似通っているところから「天草松島」の名があり、この国立公

園としての「天草松島」の観光的真価を高めるといふ理由により「松島町」を全会一致で選定した。

こうして、今津村ほか二か村は、二月十九日、臨時議会を招集し、合併関係議案をそれぞれ議決し、同年四月一日をもって今津、阿、教良木河内の三か村が合併し、新しく松島村が発足することになった。

しかし、その後、教良木河内村内野河内部落のおよそ二〇〇戸の住民は、「部落民の意思を無視して村当局が合併を成立させたのだから、内野河内部落は分村したのち、地理的に密接な関係にある姫戸村と合併することを認めてもらいたい。」として運動を行なった。これに対して村当局は、「すでに四月一日を期して三か村合併が決まっているので、合併成立後内野河内部落の分村に協力する。」という妥協案をだしてきり抜けた。この分村問題に関しては、内野河内地区の分村を要望する陳情書が知事に提出されたり、姫戸村有志（二人連署）から、「内野河内の分村活動は、姫戸村の謀略によるものであるから、かかる活動に誤解することのないよう、特に松島村の誕生を促進してもらいたい。」との陳情書が県にだされたり、また、内野河内地区を除く教良木河内村の各部落から、三か村合併同意書が県に提出されたりしたが、結局この内野河内部落の分村は行なわれなかった。

その後、三一年六月に至り波乱を続けた旧楠甫村の米の山部落は、境界変更により有明村から分村して松島村に編入することが両村間で円満に決定し、米の山部落は長年の宿望を達成して八月一日、松島村に編入された。

さらに松島村は、同年九月一日、町制を施行して松島町となった。

### 3 合併条件および協定事項

#### 今津村ほか二か村合併

(一) 合併の形式 合体合併とする。

(二) 新村名 松島村

(三) 役場の位置

天草郡今津村大字合津三三三五の二番地に置く。ただし、将来は今津村内において変更することができる。

(四) 合併実態の時期 昭和三〇年四月一日

(五) 出張所の取扱い

#### 1 出張所の位置

阿村出張所 天草郡阿村三九六七番地

教良木出張所 天草郡教良木河内村大字教良木二九三九番地の一

#### 2 出張所で行なう事務

戸籍、住民登録、配給、徴税、諸証明、海事（阿村出張所のみ。）に関する事務

#### 3 職員の数 所長各一人、職員各四人、使丁各一人

#### (六) 村議会議員の取扱い

#### 1 議員の任期および定数

現在の議員は、合併と同時に退職し、議員の定数は二六人とする。

#### 2 選挙区は、これを設けないものとする。

#### (七) 農業委員会委員の取扱い

町村合併促進法の特例を適用し、定数一五人を互選によって選出し、任期は昭和三一年三月末日までとする。

#### (八) 教育委員会委員の取扱い

町村合併促進法の特例を適用し、現在の委員の互選による委員の任期を、昭和三一年一月末日まで延長する。

#### (九) 合併関係町村の職員の身分取扱い

1 促進法第二四条の規定に基づき、合併の際その職にある一般職職員は引き続き新村の職員としての身分を保有し、勤務年数はこれを継承する。

2 職員の給与については、合併関係町村間の不均衡を調整し、その他の身分取扱いに関しては、すべてを通じて公平に処理するものとする。

3 職員の退職手当は、合併後一か年以内に退職した者には、国家公務員退職手当等暫定措置法（昭和二八年法律第一八二号）第五条の規定により算出した額を新村において支給する。

#### (一〇) 嘱託員の取扱い

嘱託員は自分の間現在のまま存置し、逐次再編成統合するものとする。

#### (一一) 財産および負債の処分

1 合併関係村のいっさいの財産は、新村に引き継ぐものとする。ただし、教良木河内村の官行造林地については、財産区を設置する。

2 負債（一時借入金および未払いの債務を除く。）は、全部新村に引き継ぐものとする。

(二二) 消防団

1 消防機械器具は現状によって管理し、逐次ガソリンポンプ等の購入をなし、充実整備するものとする。

2 消防団の組織を一本にまとめ、分団は現状のままとし、新村に本団を置く。

(二三) 税の調整

新村の発足と同時に、一体性を確保するうえから税率の調整をなす。

(二四) 村税の滞納整理

村税の収入未済分その他未払いの債務については、合併前に整理を完了しておくものとする。

(二五) 大字の名称

松島村大字阿村 阿村の区域

松島村大字合津 今津村大字合津の区域

松島村大字今泉 今津村大字今泉の区域

松島村大字教良木 教良木河内村大字教良木の区域

松島村大字内野河内 教良木河内村大字内野河内の区域

(二六) 公民館を統合する。

(二七) 各種団体の統合

農業協同組合、漁業協同組合、婦人会、青年団その他の団体の早期統合をあっせんする。

(二八) その他

教良木河内村大字内野河内地区（一部を除く。）は、新村発足後において要望があつた場合は、地方自治法による境界変更を認めることができる。

有明村との境界変更

(一) 境界変更の時期は、昭和三十一年八月一日とする。

(二) 境界変更をした後において関係漁業協同組合が合併した場合は、すみやかに地方自治法の定めるところにより、さらに境界変更の協議をするこ  
とができるものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
阿村	岩崎秀之助	松枝光一	黒瀬竜之介	岩崎忠一	高木又六
今津村	石兼武雄	本多豊好	松浦熊雄	山下義孝	道田伝六
教良木河内村	山口末喜	森正	樽山政長	山下久米造	大山国弘

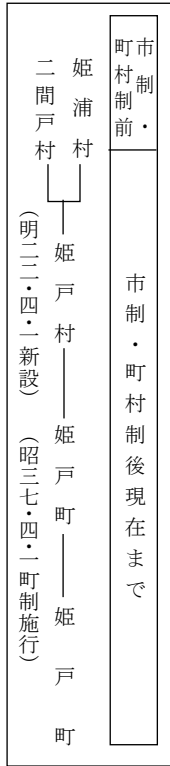
5 合併時の関係村の現況表

国 税 納 税 額 千円	官 公 署		業 態 の 割 合			面 積 平方 戸	戸 数	人 口	区 分				
	中 学 校 以 上 的 学 校	中 学 校	都 市 的 業 態	農 業						積 算 商 工 業			
				農 業 計 人	農 業 其 他 人								
六三三	一	三	二	九五四	五二二	四四七	二二八五	二、四八	一、三二七	五・三	二、三二九	二、一〇元	松島村
二五〇四	一	一	六	四六五三	二〇二二	二〇二二	二、四九	四八〇	六六九	一九八三	一、〇六三	五八〇三	今津村
二六六一	一	一	二	二、三三〇	七八六	一、三四四	一、四四六	七四四	四〇三	五三七	五三〇	三、二七六	阿村
一、〇八	一	一	三	二八二	一、六九六	一、二二五	九〇	二四	六六	二六・二	五四七	二、九五	教良木河内村
													合 併 村

生産額	市制・町村制後現在まで			
	計	農産	鉱工業	その他
千円	二五八〇〇	一〇六七〇〇	七四二〇〇	七四九〇〇
千円	六〇〇〇	三三〇〇〇	五〇〇〇〇	一七〇〇〇
千円	一〇九三〇〇	四四、〇〇〇	八二〇〇	五、六〇〇
千円	五、五〇〇	三、八五〇〇	一六〇〇〇	二、〇〇〇
市町村税納税額	千円	二、四三六	五、三三	三、四七
前年度予算額	千円	六、九七三	二、七九二	一、五五三
会社、工場、事業場 (資本金五百万円以上)	千円	—	—	—
県税納税額	千円	三、二八〇	一、八八八	一、〇九七
				二五五

【旧天草郡姫戸町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



天領時代は、砥岐組九か村の上砥岐と呼ばれ、姫浦村と二間戸村にそれぞれ庄屋が置かれていた。明治維新後長崎県の所轄となり、明治四年（一八七一）一月、八代県の所轄に代わり、さらに同六年一月、白川県の所轄となって、大小区制のもとでは第一五大区第五小区に属した。その後、一二年の郡区町村編制法施行の際には、姫浦、二間尺は、それぞれ別個に行政区域として戸長役場が置かれたが、二三年四月の町村制の施行に伴い、両村は合併して姫戸村となった。

因みに、景行天皇西征の折、天皇の姫君の御座舟が風浪のため難を避け、着舟したので、その地を「姫の浦」と名づけられたといわれ、その地に姫をまつるために建てられた姫石神社が現在も残っている。

一方、姫君の御付舟は難を二間戸諏訪の浦に避け、上陸した人々は、風と寒気を防ぐために戸板二枚をたてたところから「二間戸」と称するようになったと伝えられている。

この姫浦村、二間戸村が合併するに際し、両村名の中からそれぞれ一字づつとり、「姫戸村」と名づけたものである。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二十八年（一九五三）一〇月五日、姫戸、樋島、高戸および大道の四か村合併内容をとする県の合併試案が示され、高戸村において第一回説明協議会が開催されたが、反対が多かったため、県試案は、翌一月一六日、姫戸、阿、今津、教良木河内および楠甫の五か村合併に修正、発表された。その後、阿、今津、教良木河内、姫戸の四か村協議会が開かれたが、役場位置の問題で協議は決裂してしまった。その後、樋島、高戸、大道の三か村は、昭和二十九年七月一日、合併して龍ヶ岳村となり、続いて、阿、今津、教良木河内の三か村は、翌三〇年四月一日、合併して松島村としてそれぞれ発足したので、姫戸村だけがとり残されることになった。そこで、姫戸村は、翌三一年九月、村長および議長の名で姫戸村を独立村として認めてもらうよう県に陳情したが容れられず、県は、三一年九月二二日、合併試案を三転して龍ヶ岳村との合併計画を発表した。この合併案は、村当局および村民の意思を全く無視して立案されたものとして村民感情を刺激し、県および村当局に対する住民の不信は高まり、各区別の住民大会が開催されるまでに至った。一方、村議会は、村内各種団体との協議を重ねた結果、その收拾案として、全区から一六名の調査委員を各区民の選挙により選任し、合併問題に当らせることにした。調査委員会は、合併の対象を龍ヶ岳村、松島町および八代市とし、早速、調査に着手し、調査完了後、各調査委員は、各部落を巡回報告して、投票以外の方法で世論をまとめようと努力したが、結論を得るにいたらなかったため、村議会は、調査委員の勧告に基づき、龍ヶ岳村、松島町および八代市のいずれかと合併するかを住民投票により調査することを決議した。この決議に基づき、同三一年二月二二日、住民投票を行なったところ、有権者数三、二九〇名、投票総数二、四四二票のうち、八代市一、四七〇票、龍ヶ岳村七〇三票、松島町二五一票、無効一九票で、八代市への合併希望が圧倒的多数を占めたため

一応村内もまとまり合併の紛争は終わった。しかし、海を七里もへだてた八代市に編入することは行政上いろいろと不合理があり、果たして県議会がこれを承認するかどうか疑問視された。続いて、一月二十六日、村議会を招集したが、県当局の意向などを考慮し、慎重を期すため結論を出さなかった。しかし、住民からは八代市編入合併の早期議決を迫られていたので翌三十二年一月二日の議会で、姫戸村を廃して八代市へ編入することを賛成多数で議決し、同月一〇日、八代市長および同市議会議長に対して正式に申し入れたが、八代市編入に疑問を抱く姫戸村議長は、その責任をとり辞任した。

その間、一月三日には、八代商工会議所が議員総会において満場一致で歓迎を決議し、市および市議会に要請することとなったが、一方、姫戸村ではこの合併に反対する前村長ら二〇人が、一月七日、県庁および県議会に八代市合併は全く非常識で賛成できないとして善処を要望する等反対派の動きも表面化してきた。

その後、三十二年一月八日、姫戸を除く天草郡内の全市町村の長および議長の名により、「天草の伝統、即ち位置、歴史的なもの、行政的なもの、宗教文化的なもの、地域地勢等の観点から、姫戸村が八代市と合併することは天草郡住民の強く反対するところであり、善処してもらいたい。」との趣旨の陳情書を出した。また、二間戸地区では、一月十九日、住民大会を開いて、八代市編入の反対決議を行ない、県試案による龍ヶ岳村との合併を申し合わせて、二月十八日、代表村議三人が龍ヶ岳村議会に合併を申し入れた。龍ヶ岳村では、その希望を受け入れ、同二三日、調査交渉委員を設けて合併の準備を進めることになった。なお、当時の新聞によると、二間戸地区の申し入れに対し、龍ヶ岳村議会議長は、「地勢上からいっても二間戸地区の希望は当然で、分村してでも本村と合併したい住民の意向はよくわかる。本村としては、でき得れば姫戸村全体を、止むを得ない場合は二間戸地区だけでも単独で受入れるつもりでいる。」と語っている(昭和三十二年二月二十六日、熊本日日新聞)。さらに、八代市と密接な関係のある天草上島の不知火海に臨んだ町村の商店が、八代の商品締出し運動を起し、署名を集めるなど村内外の反対運動が活発になると同時に、県新市町村建設促進審議会に意思表示を行ない、姫戸の八代市編入は政治問題の様相を呈してきた。一方、八代市議会は、議会内に姫戸村合併特別委員会を設け、一三人の委員を選任した。

このような中で姫と村内の反対派の動きも活発化し、一月二二日、天草出身の

五県議が姫戸村の八代市編入絶対反対の態度を決定し、一月二二日に、姫浦住民二六七名の署名による八代市合併反対の陳情書。三月一日には二間戸神代部落七〇〇名と西河内部落八〇〇名の連署による八代市合併反対の決議書などが知事に提出され、また一方二月二二日には姫戸村長および議長の名で、知事に対して八代市への編入合併の勧告方を陳情した。

八代市議会は、三月一日の定例会議で、姫戸村の八代市編入を議決し、同日付をもって八代市長および姫戸村長の連名により、姫戸村を廃し、八代市に編入することについての申請書を県知事に提出すると同時に、姫戸村を八代市に編入することについての勧告方を申請した。しかし、三月一二日開かれた新市町村建設促進審議会は、八代市編入を認めず、県の試案どおり龍ヶ岳村との合併を勧告するよう知事に答申することになった。これに対して、八代市議会は、同月一三日、早速「県のやり方は民主政治のルールに反している。」と再審議を要求する決議を行なうとともに、一四日、議長等五名の議員が上京し、自治庁に善処方を陳情するなど大きく政治問題化してきた。三月二九日に至り、県は姫戸村および龍ヶ岳村に対して、新市町村建設促進法第二八条第一項の規定に基づき、知事名をもって両村の合併を勧告した。一方、姫戸村議会は、議会代表を上京させて自治庁の見解をただし、同庁の意向に従うことを決め、早速五月六日、議会代表として三名の議員が上京し、一〇日、天草出身の二代議士とともに自治庁の藤井行政部長と会い、三項の質問書を提出したあと、田中自治庁長官、鈴木次長、加藤政務次官を訪ねた。なお、当時の新聞は行政部長との一問一答を次のとおり報じている(昭和三十二年五月一日、熊本日日新聞)。

問 村内の世論は二つに分かれ、今なお紛争中だが、県の合併計画は妥当なものと考えるか。

答 計画は妥当だ。

問 総理大臣は知事と違った勧告をすることができるか。

答 総理大臣勧告は知事の申請に基づき行なわれるものであり、しかも知事の自治庁への申請はさきに知事が行なった勧告にしたがって行なわれるものであるから、知事の申請と総理大臣の勧告が食い違うことは法律的にあり得ない。

問 総理大臣勧告をうけても合併しなかった場合、財政的に不利益となるか。

答 国としては合併町村の育成に重点を置いているが、未合併町村だからといって国が故意に圧力を加えることはない。しかし、結果的に不利益になるのは当然である。

こうして、代表三議員は、一六日帰村したが、上京前この問題を審議した際に付帯決議した「帰村後三日以内に村議会を招集する。」という申し合わせが守られないため、前記代表議員らは再三村当局に履行を迫った。しかし、村当局は村長の病氣などを理由に議会招集の誠意を示さないため、ついに八代市合併反対派の不満が爆発し、場合によっては、住民大会を開いても村民に真相を訴えろと気負い立つなど村内は険悪な空気につつまれ、六月四日にはさきの三代議員が、「村長は自治庁から八代市合併は認めがたいと通告を受けているにもかかわらず、これをふせて村議会を欺まんしている。」と発表して、村長の退任を迫るとともに、一〇日、西河内区長ら八名の連署で、次の理由により村長を今津警察署に告発した。

一 二間戸小学校付近の河川堤防が少し壊れたとき、これが村長所有の畑にかかっていたため大きく壊し、災害復旧工事として自分の畑の石垣を築いた。

二 昭和三〇年三月三〇日、人吉市で開かれた昭和二九年度の追加更正予算案審議の村議会で、松島村内野河内部落を姫戸村に吸収する費用として議決した予算約七〇万円は、反対議員を別室で供応している間に決めたものであり不当である。

このように、合併問題はますます紛糾するばかりで、今津警察署でも合併問題にからんだ事件だけに慎重な調査に乗り出す一方、議会が開かれた場合の両派の激突と、村民間の摩擦も予想されるとして、万一の場合直ちに警備出動ができるよう万全の態勢をしていた(昭和三二年六月一六日、熊本日日新聞)。

六月二三日、県新市町村建設促進審議会の委員、県天草事務所長、天草振興協議会会長および県地方課行政係長などが現地に出かけ、説明会を開いて知事勧告に従うよう説得に努めた。説明会は、八代市合併賛成派、龍ヶ岳村合併賛成派の両派二〇〇人が集まって開かれ、緊迫した合併問題だけに息詰まるような論戦がくりひろげられた。特に論議の中心となったのは、

- 一 なぜ県は大多数住民の意思を無視して合併を促進するのか。
- 二 合併でこうむる恩典

### 三 龍ヶ岳村の財政状況

などの点で、両委員をはじめ振興協議会長、行政係長らがそれぞれ詳細に説明し、大局的な視野からどうしても龍ヶ岳村との合併が望ましいと要望した。

六月二八日、村議会は、次の議決を行なうとともに七月一日付をもって村長および議長の名によりこの議決書を添え、知事および県新市町村建設促進審議会会長に請願書を提出した。

新市町村建設促進法第二八条第二項による住民投票を連やかに実施するため、当村選挙管理委員会に指示されることを要望する。

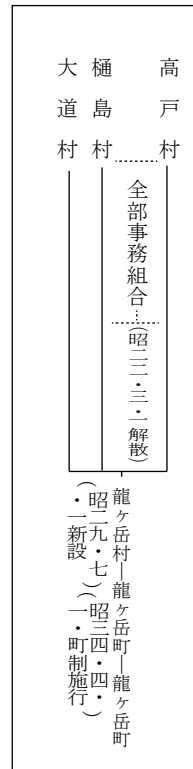
右指示なき場合は、任意の住民投票を行ない、その結果に基づき解決されるよう、自治庁長官ならびに知事に陳情する。

その後、さきに提出された県の龍ヶ岳村との合併勧告および自治庁の見解発表などにより、海をへだてた八代市との合併は村民に臨みうすの印象を与え、代わって龍ヶ岳村との合併希望者が次第に多くなり、九月一五日夜、村内各部落代表八〇人が集まって話し合った結果、委員二〇人により県案合併達成期成会を設けることになった。また、八代市合併派の急先鋒である八代合併期成会長が、八代市への合併は寛れないとして会長を辞任するとともに、二日夜には村内の劇場において村民五〇〇人が集まり、県案合併達成期成会主催の村民大会が開かれ、県職員および県新市町村建設促進審議会委員らが出席し、県の勧告どおり一日も早く龍ヶ岳村と合併するよう努力するとの大会決議を行なった。

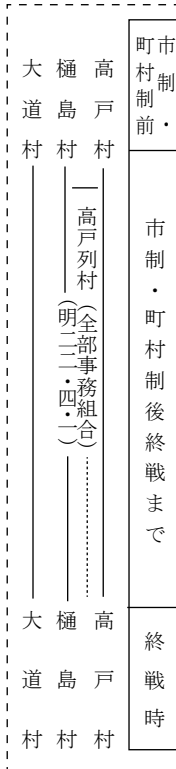
こうして合併問題は、この大会を山として新段階を迎えたが、龍ヶ岳村との合併は一向に進捗しなかった。この間、三五年三月四日に西河内区および神代区の両区長連名で、「両区は、姫戸村から分村して龍ヶ岳村に合併したいので実現に努力してほしい。」との陳情書が知事に提出され、村内は合併賛成、反対で争論がつづいたが、その後争論も自然と立ち消え、昭和三七年四月一日に町制を施行した。龍ヶ岳村との合併を困難にした理由としては、龍ヶ岳村が財政再建団体であったところから、村有財産をもち、以前から郡内でも富裕村をもって自認していた姫戸村が「龍ヶ岳との合併は、決して姫戸村の為になるものではない。」という考え方を持っていたこと等にあると考えられる。

【旧天草郡龍ヶ岳町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



（市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況）



（一） 高戸村、樋島村

旧藩時代、両村は天領として富岡代官の支配を受け、大庄屋藤田氏が統轄する砥岐組九か村（姫戸、二間戸、樋島、高戸、大道、御所浦、棚底、浦、宮田）に属した。明治維新後長崎裁判所の管轄に入り、ついで長崎府より長崎県の所管となったが、明治四年（一八七二）十一月、八代県に変わり、六年、八代県は白川県に編入された。七年の大小区制のもとでは第一五大区第五小区に編入されたが、一二年の郡区町村編成法の施行により両村はそれぞれ一行政区域となつて戸長役場が置かれた。一七年、行政区域の修正により両村は同一戸長役場区域となり、二二年町村制施行に伴ない組合を設立したが、昭和二年三月、組合を解散して、それぞれ単独村となった。

（二） 大道村

旧藩時代、天領として富岡代官の支配を受け、砥岐組九か村の一村として大

庄屋藤田氏が統轄した。明治七年（一八七四）の大小区制のもとでは、御所浦村とともに第一五大区第六小区となつたが、一二年、郡区町村編成法の施行に伴ない単独村となり、一七年の行政区域変更および二二年の町村制施行にあつても区域の変動はなかつた。

2 町村合併促進法制定前後の経緯

高戸、樋島、大道の三か村は、古くから漁業、海運業が盛んで、生活環境も類似し、行政的にも宗教的にも同一地域をなしていた。中でも樋島、高戸両村は、明治二年（一八八九）、町村制施行以来、組合を設立し、昭和二年（一九四七）まで緊密な関係にあつた。昭和二年一〇月、町村合併促進法が施行されると、三か村には、村財政の確立と住民の福祉を増進するため大同団結しようという気運が急速に高まつた。当初、県はこの地区における合併計画として高戸、樋島、大道の三か村に姫戸村を加えた四か村合併試案を示したが、同年一月一六日当初の四か村案を、姫戸村を除いた三か村合併案に修正して発表したため、地元の合併計画と一致した。そこで、各村は一二月に合併促進委員会を設置するとともに、三か村合併準備委員会を開き、合併問題について協議した。

翌二九年二月一三日、高戸村に三か村の関係者が集まり、県係員の出席を得て合併促進問題を協議した結果、早急に三か村合併促進協議会を設置することを決定し、早速各村はそれぞれ臨時議会を招集して合併促進協議会を設置することを決議し、高戸村ほか二か村合併促進協議会が設置されるに至つた。このあと、各村ごとに一般住民の啓発などに努める一方、合併協議会に総務、土木、教育、民生の四小委員会を設け、それぞれの立場から専門的に研究を進め、新村の建設計画および財政計画等の案を作成するなど、準備は一步一步進められていった。

合併促進協議会は数回にわたる協議ののち、五月一〇日の第四回協議会において、新村名を「龍ヶ岳村」、合併期日を「二九年七月一日」とすることを決定し、さらに五月二二日の第五回協議会において「新村建設計画」を満場一致で決定した。

合併にあたり、三か村合併協議会は合併村民から一戸当り二票ずつの新村名を公募したところ、二九九票が集まつたので、これを合併協議会において慎重審議した結果、地域的、歴史的にみて「龍ヶ岳村」を最も適当と認め、これを新村名

として正式に決定した。龍ヶ岳は三か村の中央に位置し、その景勝は近郷はもとより、遠くまでその名を知られ、国立公園編入と時を同じくしてその名を新村名とするには最も当を得たものとして歓迎された。

こうして、関係三か村は六月二日、臨時村議会を招集して合併関係議案をそれぞれ議決し、同年七月一日、高戸村ほか二か村が合併して新しく龍ヶ岳村が誕生した。

その後三二年三月二九日、姫戸村と龍ヶ岳村との合併勧告が知事からなされたが、姫戸村の消極的な態度により合併は実現しなかった(姫戸町の項参照)。

なお、龍ヶ岳村は三四年四月一日、町制を施行して龍ヶ岳町となった。

### 3 合併条件および協定事項

(一) 合併の時期 昭和二十九年七月一日

(二) 村議会議員の選挙区に関する事項

公職選挙法第十二条第四項の規定により、新村の区域をもって一選挙区(大選挙区)とする。

(三) 村議会議員の定数に関する事項

地方自治法第九十一条第一項によるものとする。

(四) 助役の定数 二人(ただし、一任期間とする。)

(五) 合併関係村の職員の身分取扱

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係村の一般職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 特別職の職員および合併功労者は別に考慮する。退職手当についても同様とする。

3 職員の給与は、合併関係村間の不均衡を調整し、その他の身分取り扱いに關しては、一般職の職員のすべてを通じて公正に処理する。

4 一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて普通退職手当の額に左記に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

ア 昭和二十九年七月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇  
イ 昭和二十九年二月末までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

ウ 昭和三〇年六月末までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二二五

(六) 部落連絡員の設置に関する事項

合併関係村の嘱託員(部落駐在員)を、次のとおり整備する。

高戸 六人 樋島 六人 大道 七人

(七) 行政財産、一般基本財産、特別基本財産および負債の帰属処分に関する事項

1 行政財産は、いっさい新村に引き継ぐ。

2 一般基本財産は、いっさい新村に引き継ぐ。

3 負債(一時借入金を除く。)は全部新村に引き継ぐ。

(八) 漁業権の保障に関する事項

合併関係村の漁業権は、合併後においても従来の権利を相互に遵守し、これを侵害しないものとする。

(九) 村税その他の滞納整理に関する事項

村税の収入未済分は、合併前日までに八〇パーセントこれを整理するよう措置しなければならない。

(一〇) 村および字の名称に関する事項

合併関係村の新しい村および行政区を次のように設置する。

設置する村および字の名称

龍ヶ岳村大字高戸 龍ヶ岳村大字樋島 龍ヶ岳村大字大道

### 4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
高戸村	辻本 市造	中園 光義	鬼塚 澄人	宮崎喜代治	堀川 盛太
樋島村	森 国久	安本 弥助	朝井 和彦	桑原 勝記	北時 鉄憲
大道村	福岡猪一郎	—	福岡 勝男	鬼塚栄八郎	岩本安太郎

### 5 合併時の関係町村の現況表



生産額	会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)			前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県税 納税額 千円	国税 納税額 千円	上の学校 高等学校 千円	中学校 以上 千円	官 公 署	業態の割合						面積 平方 メートル	戸 数	人 口	区 分					
	計 千円	その他 千円	農 産 千円								飲 工 産 千円	業態		業態		計 人					その他 人	農 業 人	計 人	その他 人	商 工 業 人
												計 人	その他 人	計 人	その他 人										
10,216	4,600	3,050	3,550	4,564	5,267	1,231	2,231	1	3	6	5,331	2,466	2,785	1,362	895	477	17,511	1,662	9,391	龍ヶ岳村					
28,520	20,300	4,800	3,420	13,210	18,866	3,644	12,244	1	1	2	16,611	7,023	9,091	2,891	2,051	841	6,651	4,731	26,666	高戸村					
48,600	12,000	5,600	32,000	22,269	16,733	6,477	8,900	1	1	2	14,991	7,600	7,091	1,027	6,900	3,377	37,731	5,991	35,511	樋島村					
25,070	13,300	1,650	210	12,364	1,778	331	377	1	1	2	2,331	9,541	1,267	361	1	361	6,541	600	3,052	大道村					
																					合併村				